

平成 2 1 年度

北杜市一般廃棄物処理実施計画

1 . 目 的

本実施計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項」に基づき、平成 2 1 年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

2 . 計画期間

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

3 . 計画区域 北杜市全域

4 . 廃棄物処理方針

ごみ減量化を推進するためには、市民、事業者、行政の役割分担を認識し、それぞれの責任の中で適正に処理していくとともに、農業、商工業、廃棄物関係業者等と連携し、実行していく必要がある。特に、目標達成のためには、4 R の施策体系について、市民・事業者に対し周知徹底を図っていかねばならない。

これらの目標に向けて

(1) 古紙類の発生抑制

(2) 生ごみの発生抑制・資源化

(3) その他の資源物の適正な分別によるリサイクル推進

を基本方針として取り組むこととする。

5 . 廃棄物処理方針

ごみの種類は、大きく分けて家庭系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物、特定ごみ、危険ごみ）、事業系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物）に分類される。

資源物の分類については、スチール缶、アルミ缶、無色びん、茶色びん、その他びん、ミックス紙、新聞紙・チラシ、雑誌、牛乳パック、ダンボール、ミックス紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装、発泡スチロール・発泡トレイ、布、廃食油とし、紙類の減量化、再資源化を推進する。

6 . 廃棄物の処理計画量

家庭系・事業系廃棄物処理計画量

	区 分	単 位	発 生 量
家庭系ごみ	可燃ごみ	t / 年	5 , 4 0 0

	不燃ごみ	t / 年	570
	可燃粗大ごみ	t / 年	120
	不燃粗大ごみ	t / 年	130
	資源ごみ	t / 年	2,400
	特定ごみ	t / 年	25
	集団資源回収	t / 年	
	家庭系ごみ年間排出量	t / 年	8,620
事業系ごみ	事業系可燃ごみ	t / 年	4,600
	事業系不燃ごみ	t / 年	250
	事業系ごみ年間排出量	t / 年	4,850
計	ごみ排出量	t / 年	13,470

し尿及び浄化槽汚泥の処理計画量

項目	汲み取りし尿量	浄化槽汚泥量	合併浄化槽汚泥量
し尿・浄化槽汚泥	2,572kl	8,731kl	11,304kl

最終処分量の見込み

項目	処分量 (t)
一般廃棄物最終処分量	56
し渣焼却残渣	86

7. 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	委託業者 住民（直接搬入）	峡北広域環境衛生センター 焼却施設	資源化 民間委託
不燃ごみ	委託業者 住民（直接搬入）	峡北広域環境衛生センター リサイクルプラザ	資源化 民間委託
可燃粗大ごみ	委託業者 住民（直接搬入）	峡北広域環境衛生センター 焼却施設	資源化 民間委託
不燃粗大ごみ	委託業者 住民（直接搬入）	峡北広域環境衛生センター リサイクルプラザ	資源化 民間委託
資源物	委託業者	ペットボトル、プラスチック製容器包装・・・指定法人ルート （一部民間委託） その他・・・民間委託	

特定ごみ	委託業者	委託業者	民間委託
事業系可燃ごみ	許可業者 事業者(直接搬入)	峡北広域環境衛生センター 焼却施設	資源化 民間委託
事業系不燃ごみ	許可業者 事業者(直接搬入)	峡北広域環境衛生センター リサイクルプラザ	資源化 民間委託

8. 一般廃棄物の処理計画

(1) ごみの排出抑制・減量化計画

【家庭系】

項目	計画内容
PR活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報等による定期的な啓発 ・ 市ホームページでの啓発 ・ 廃棄物マニュアルによる啓発 ・ 各種団体を対象としたごみ分別出前講座の実施
各種団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノーレジ袋推進連絡協議会、山梨県との連携によるノーレジ袋、マイバックの推進 ・ 地域環境委員を対象とした講習会の開催
生ごみ等減量化支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般家庭から排出されるごみの減量化対策の一環として、家庭から発生する生ごみを自家処理するため、生ごみ処理機購入者に対し、購入金額の2分の1以内(限度額25,000円)(コンポストは限度額3,000円)を予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、市内に住所を有する市民に限る。

【事業系】

- ・ 多量排出事業所に対して、廃棄物管理責任者の設置及び廃棄物減量計画書の作成を依頼し、必要に応じて立入り調査の実施と減量化指導を行う。また、市内収集運搬業の許可業者と協力し、事業者に対して資源化の啓蒙を行う。

(2) 収集運搬計画

ア 収集区域の範囲

北杜市全域とする。(ただし、北杜市内に住民登録をしている市民の廃棄物に限る。)

イ 収集の方法及び回数

ア 家庭から排出される一般廃棄物

(ア) 拠点収集計画

家庭から排出される一般廃棄物は、市が年間スケジュールを立て次の区分によ

り委託で収集する。

なお、分別方法・排出方法の詳細については、別に定める「ごみ収集カレンダー及びごみ・資源物分別マニュアル」のとおりとする。

区 分		全 域		
可燃ごみ		毎週 2 回 北杜市指定ごみ袋により、ステーション方式で収集		
不燃ごみ		毎月 2 回 北杜市指定ごみ袋により、ステーション方式で収集		
可燃粗大ごみ		毎月 1 回 ステーション方式で収集		
不燃粗大ごみ (蛍光灯・乾電池等)		毎月 1 回 ステーション方式で収集		
特定ごみ		年 6 回 ステーション方式で収集		
危険ごみ (ガス・スプレー缶、ライター)		年 6 回 ステーション方式で収集		
資 源 物	区 分		明野町、長坂町、大泉町 白州町、武川町	須玉町、高根町、小淵沢町
	缶類	アルミ缶	排出場所備え付けのネット、ボックス等によりステーション方式で収集	北杜市指定資源袋により、ステーション方式で収集
		スチール缶		
	びん 類	無色びん	コンテナにより、ステーション方式で収集	
		茶色びん		
		その他びん		
	紙類	ミックス紙	紙袋によりステーション方式で収集	
		新聞・チラシ 雑誌 牛乳パック ダンボール	十字結束によりステーション方式で収集	
	プラ 類	ペットボトル プラスチック包装 発泡スチロール	排出場所備え付けのネット、ボックス等によりステーション方式で収集	北杜市指定資源袋により、ステーション方式で収集
	布	綿 100%布	十字結束によりステーション方式で収集	
廃食	天ぷら油	各総合支所備え付けのドラム缶で回収		

油		
---	--	--

(b) 有料収集計画

峡北広域環境衛生センターで処理できない適正処理困難廃棄物、大型粗大ごみについて年1回町毎に有料収集を実施する。

b 事業活動に伴って排出されるごみ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により事業活動に伴い、事務所や店舗等から排出される一般廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理することを原則とし、適正に処理されるよう指導を行っていく。

(3) 中間処理計画

ア 可燃・不燃・粗大ごみ処理施設の概要

a 焼却施設の概要

項 目	内 容
施設名称	峡北広域環境衛生センターごみ熱分解・焼却溶融施設
施設所管	峡北広域行政事務組合
所在地	山梨県韮崎市龍岡町下条南割1895番地
処理方式	キルン式ガス化溶融方式
処理能力	160t / 24h (80t / 24h × 2炉)

b 不燃ごみ処理施設の概要

項 目	内 容
施設名称	峡北広域環境衛生センターリサイクルプラザ
施設所管	峡北広域行政事務組合
所在地	山梨県韮崎市龍岡町下条南割1895番地
処理方式	破碎、2種類選別(鉄・アルミ)
処理能力	15t / 5h (不燃ごみ13.5t、不燃粗大ごみ1.5t)

焼却施設では、焼却残渣から鉄・アルミは回収し、焼却灰については溶融しスラグ化した後、資源としてリサイクルを行う。

不燃ごみ、不燃粗大ごみについては、破碎、選別後アルミを取り出しリサイクルを行い、残った可燃物は焼却し、不燃残渣物は最終処分する。

イ 資源物中間処理施設の概要

a 缶類(アルミ缶・スチール缶)の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	(有)岩本商店
所 在 地	北杜市武川町牧原1360-1
処理方式	分別、圧縮

処 理 量	35 t / 年
-------	----------

名 称	(株)西商店
所 在 地	韮崎市龍岡町下條南割西原445-1
処理方式	分別、圧縮
処 理 量	35 t / 年

b 紙類（新聞紙チラシ・雑誌・ダンボール・牛乳パック）の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	国土興産（株） 津金リサイクルセンター
所 在 地	北杜市須玉町下津金4305
処理方式	分別、圧縮
名 称	(有)岩本商店
所 在 地	北杜市武川町牧原1360-1
処理方式	分別、圧縮、梱包
処 理 量	新聞・チラシ921 t / 年、雑誌570 t / 年、 ダンボール300 t / 年、牛乳パック7 t / 年

紙類（ミックス紙）

名 称	国土興産（株） 津金リサイクルセンター
所 在 地	北杜市須玉町下津金4305
処理方式	分別、圧縮、梱包
処 理 量	194 t / 年

c びん類（無色・茶色・その他）の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	国土興産（株） 高根リサイクルセンター
所 在 地	北杜市高根町蔵原898-1
処理方式	分別、保管
名 称	(株)西商店
所 在 地	韮崎市龍岡町下條南割西原445-1
処理方式	分別、保管
処 理 量	無色びん69 t / 年、茶色びん93 t / 年、 その他びん50 t / 年

d プラ類（発泡スチロール・発泡トレイ）の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	国土興産（株） 津金リサイクルセンター
所 在 地	北杜市須玉町下津金 4 3 0 5
処理方式	分別、圧縮、梱包
処 理 量	1 0 t / 年

ペットボトル、プラスチック製容器包装については、(財)容器包装リサイクル協会へ委託する。 ペットボトル 4 4 t / 年 プラスチック製容器包装 1 8 t / 年
プラスチック製容器包装 4 6 t は民間処理とする。

e 布の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	国土興産（株）
所 在 地	北杜市須玉町下津金 4 3 0 5
処理方式	分別、圧縮、梱包
処 理 量	8 t / 年

f 特定ごみ（蛍光灯、乾電池、不燃物）の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	(株)フジコーポレーション 小諸処理施設
所 在 地	長野県小諸市大字御影新田字中原 5 5 番地 1 他 15 筆
処理方式	セメント固化
処 理 量	廃乾電池 2 0 t / 年、廃蛍光管 1 2 t / 年 不燃物 3 t / 年

g し尿処理施設（焼却灰）の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	(株)フジコーポレーション 小諸処理施設
所 在 地	長野県小諸市大字御影新田字中原 5 5 番地 1 他 15 筆
処理方式	セメント固化
処 理 量	焼却灰 4 0 t / 年

し尿処理施設は北部ふるさと公苑に限る。

h し尿処理施設（沈砂汚泥）の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	イー・ステージ（株）
所 在 地	長野県佐久市小田井 5 0 8 番地 2
処理方式	セメント固化
処 理 量	沈砂汚泥 4 t / 年

し尿処理施設は北部ふるさと公苑に限る。

I し尿処理施設（貯留槽沈砂汚泥）の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	(株)南信サービス
所 在 地	長野県下伊那郡松川町元大島 2 7 1 5 - 4 3
処理方式	脱水処理
処 理 量	貯留槽沈砂汚泥 2 5 t / 年

し尿処理施設は北部ふるさと公苑に限る。

(4) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

ア 市で収集しない廃棄物

- a 農薬、汚泥、建設廃材、自動車、オートバイ、焼却灰、土砂、塗料、廃油、肥料、ブロック、薬品、爆発危険物、有毒危険物、がれき、レンガ等については、市民が直接市許可業者へ処理を委託するものとする。
- b 事業系一般廃棄物（会社、事業所、商店、飲食店、農業等）は事業者が直接市許可業者に処理を委託するものとする。
- c 特定家庭用機器再商品化法対象品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン）はリサイクルが義務づけられているため、これを購入した家電小売店、または買い換えを行う家電小売店などへ市民が処理を依頼するものとする。その他、市許可業者でも処理が可能（有料：リサイクル料+収集運搬料）。また個人で郵便局にてリサイクル料を支払い、指定取引場所に持ち込むことも可能。

指定取引場所

Aグループ（コロナ、ダイキン、東芝、サムスン、ビクター、松下電器等）

(株)若尾忠男商店・上石田工場 TEL (055-222-2278)

甲府市上石田 3 - 5 - 1

Bグループ（三洋、シャープ、ソニー、日立、富士通、三菱等）

日本通運(株)山梨支店山梨ターミナル事業所 TEL (055-275-0202)

昭和町築地新居字大島 8 4 7

- d パソコンは資源有効利用促進法に基づき、市民が直接パソコンメーカーに回収を申し込むものとする。
- e 医療廃棄物については、市民が販売店、病院又は廃棄物処理業者に直接処理を依頼するものとする。
- f 市内の別荘から排出される廃棄物については、今までは市の収集対象としておらず、持ち帰ってそれぞれの住民登録地で家庭ごみとして排出するか、峡北広域環境衛生センターに直接搬入し有料で処理するか、廃棄物収集運搬許可業者に委託するという処理をお願いしてきたところであるが、平成 2 1 年 8 月から市内 4 箇所での拠点回収（時間限定）を開始するとともに、「北杜市ごみ及び資源物収集所設置要綱」の設置基準に適合した場合、市の指定収集所と位置づけ、市による回収の対象とする。

イ 有料収集

適正処理困難廃棄物（タイヤ、農機具、バッテリー、スプリング入りマット、ボイラー、温水器等）及び通常収集へ排出できない1辺が1.5mを超える大型粗大ごみについては、年1回町毎に有料収集を実施する。